

医療事故の原因究明及び再発防止を図る仕組みについて

○ これまでの取組み

- ・ 厚生労働省において、医療事故における死亡の原因究明・再発防止等の在り方について、これまで 3 次にわたり試案を公表・意見募集を実施し、平成 20 年 6 月、第三次試案を踏まえた法律案として、「医療安全調査委員会設置法案（仮称）大綱案」を公表した。
- ・ 第三次試案及び大綱案に対しては、患者・遺族及び医療関係者からは、様々な意見が寄せられている。
- ・ 一方、民主党では、診断、治療、告知、そして不幸にして亡くなられた場合の死因究明までを一連のプロセスととらえ、医療事故が発生した際には、まずは当事者間で納得を得ることが基本であるという認識に立ち、同年に法律案骨子試案（通称：医療の納得・安全促進法案）を公表した。

○ 現状と今後の検討に向けて

- ・ 第 174 回国会（平成 22 年 1～6 月）において、厚生労働大臣及び大臣政務官から「第三次試案及び大綱案がそのまま成案となることはない。」旨の答弁がなされているところ。
- ・ 引き続き、これまでの議論を参考にしつつ、医療現場の方々はもとより、医療を受ける患者や国民の方々からも広く御意見を伺うとともに、関係省庁とも協議を行い、検討を進めることとしている。
- ・ その一環として、「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」の内容の見直しや、「死因究明に資する死亡時画像診断の活用に関する検討会」における、異状死や診療行為に関連した死亡の死因究明のための死亡時画像診断を活用する方法等についての検討を行っているところ。

診療関連死の原因究明に関するこれまでの動き

- 平成11年以降 横浜市立大学事件（患者取り違え）、都立広尾病院事件（薬剤取り違え）、東京慈恵医大附属青戸病院事件（手術による患者死亡）等が発生し、医療安全についての社会的関心が高まる。
- 平成18年 2月 福島県立大野病院事件
帝王切開中の出血により妊婦が死亡（平成16年12月）した事例において、産科医が業務上過失致死・医師法21条違反容疑で逮捕。（その後、起訴され、平成20年9月無罪の地裁判決が確定）
- 9月 自民党「医療紛争処理のあり方検討会」を設置
- 平成19年 3月 厚労省「診療行為に関連した死亡の死因究明等のあり方に関する課題と検討の方向性」を公表（意見募集を実施）
- 4月 厚労省「診療行為に関連した死亡に係る死因究明等の在り方に関する検討会」を設置
- 10月 厚労省「診療行為に関連した死亡の死因究明等の在り方に関する試案 ー第二次試案ー」を公表（意見募集を実施）
- 12月 自民党検討会「診療行為に係る死因究明制度等について」とりまとめ新制度の骨格、政府における留意事項を提示
- 平成20年 4月 厚労省「医療の安全の確保に向けた医療事故による死亡の原因究明・再発防止等の在り方に関する試案ー第三次試案ー」を公表（意見募集を実施）
- 6月 厚労省「医療安全調査委員会設置法案（仮称）大綱案」を公表
第三次試案及び第三次試案に対して寄せられた意見を踏まえ、厚労省としてとりまとめ（意見募集を実施）
- 6月 民主党「医療に係る情報の提供、相談支援及び紛争の適正な解決の促進並びに医療事故等の再発防止のための医療法等の一部を改正する法律〔仮称〕案骨子試案」を公表
- 10月 厚労省 第三次試案及び大綱案に寄せられた主な意見と、それに対する現時点における厚労省としての考えをとりまとめ、公表
- 平成21年 7月頃 民主党 マニフェスト等を公表
- 平成22年第174回国会 厚生労働大臣及び大臣政務官より「第三次試案及び大綱案がそのまま成案となることはない。」旨の答弁